

登記の手続案内のお知らせ

新潟地方法務局

登記手続案内は、登記の申請及び法定相続情報一覧図の保管又は写しの交付の申出を予定する当事者本人と親族及び法人の従業員などを対象としています。

手続案内の説明を行う際には、法務局ホームページ掲載書式（不動産登記申請：<http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/touki1.html>，法人登記申請：<http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/touki2.html>）に基づいた一般的な説明を行っており、申請情報等の作成支援は行っておりません。

また、登記原因となる事実や法律行為（契約）が有効か無効かの判断のほか、申請情報等及び添付情報の内容等の適否については、申請等がされた後に登記官が判断するため、事前審査は行っておりません。

なお、申請情報等又は添付情報に困難性が認められる場合は、資格者代理人団体（新潟県司法書士会、新潟県土地家屋調査士会等）を御案内させていただく場合があります。

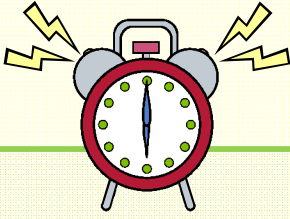
登記手続案内は、事前予約制による電話対応としています。下記のお問合せダイヤルに電話してください。

お問合せダイヤル

不動産登記部門 佐 渡 支 局	025-226-0951 (不動産登記部門)	法人登記部門	025-226-0955
長 岡 支 局 柏 崎 支 局 南 魚 沼 支 局	0258-33-5511 (長岡支局)	十 日 町 支 局 糸 魚 川 支 局 上 越 支 局	025-525-4181 (上越支局)
三 条 支 局	0256-33-1346	新 津 支 局 村 上 支 局	0250-22-0501 (新津支局)
新 発 田 支 局	0254-24-7101		

(注)お掛けになった番号とは別の法務局をご案内する場合があります。

登記手続案内をご利用のみなさまへ



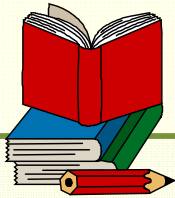
ご利用は20分以内

1回のご利用は、20分以内です。20分を過ぎると、後の利用者の案内に支障が出てしまいますので、そこで終了します。予約時間に10分以上遅刻された場合、キャンセルされたものと取り扱います。



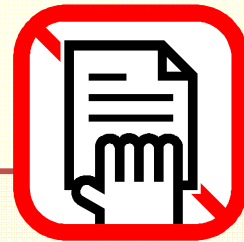
見本をお渡しすることができます

法務局ホームページに掲載している代表的な申請書類の様式を準備しています。申請書類にどのような内容を記載するか説明します。



事前の審査・法的判断はできません

係員が申請前の書類に不備がないか審査することはできません。登記原因事実・法律行為(契約)が有効か無効か判断したり、法的なアドバイスをすることもできません。



ご自身で作成してください

申請書類の書き方を説明しますが、係員が書類に手を加えたり、具体的な事案に沿ったアドバイスは、していません。現在の登記の内容は、登記事項証明書を取得するなどにより、ご自身で確認してください。



補正の可能性あり

登記申請後の審査の結果、訂正や書類の追加が必要になることもあります。登記手続案内は、内容の適合性・登記の完了を保証するものではありません。



申請資格のない方お断り

申請人本人(親族・従業員)のご利用に限ります。本人確認する場合がありますので、ご協力ください。法令上代理申請を行う資格のない方(税理士、行政書士、委任状のない代理人等)は、お断りします。
※資格者代理人は書面照会をしてください。(司法書士・土地家屋調査士・弁護士)